

参 考 資 料

経済審議会部会・小委員会報告

1. 企画・公共部会報告
2. 生活大国部会報告
3. 地球的課題部会報告
4. 発展基盤部会報告
5. 社会資本小委員会報告
6. 労働小委員会報告
7. 経済協力小委員会報告

(備考)各部会及び小委員会報告の[]による小見出し、参考資料及び参考図表は経済企画庁総合計画局の責任においてとりまとめたものである。

内閣総理大臣談話

経済審議会会長談話

附 録

1. 経済審議会機構図
2. 経済審議会委員等名簿
3. 事務局名簿

企画・公共部会報告

企画・公共部会報告

目 次

I. 新たな視点と基本的課題	67
1. 経済計画の背景	67
2. 経済計画の新たな視点	67
3. 我が国の基本的課題	68
II. 地球社会と共存する生活大国への政策運営	70
1. 政策運営の基本方向	70
2. 生活大国への変革	71
3. 地球社会との共存	71
4. 発展基盤の整備	72
III. 経済計画の基本的役割とその実施	73
1. 経済計画の基本的役割	73
2. 政府部門・民間部門の役割	73
3. 経済計画の実施と情勢の変化への弾力的対応	74
IV. 経済の姿	75
1. 生活大国への変革と経済の姿	75
2. 完全雇用の達成と物価の安定	76
3. 地球社会と調和のとれた経済成長	77
V. 行財政運営及び金融政策	79
1. 行財政運営の基本方向	79
2. 財政運営	79
(1)地球社会と共存する生活大国づくりと財政運営	79
(2)財政改革の推進	80
(3)地方財政	80

(4)今後の国民負担のあり方	81
3. 行政改革の推進	81
4. 金融政策	82
(1)金融の自由化・国際化の推進	82
(2)金融政策の運営	82
参考資料	83

I. 新たな視点と基本的課題

1. 経済計画の背景

(1)国際社会は大きな変革期を迎えている。米ソ二大国を中心とした冷戦構造の崩壊に伴い、政治的にはかえって、地域紛争や民族紛争が多発する懸念が高まっている。こうした紛争を未然に防ぎ、国際平和を維持していくための枠組みが必要となっており、国連の果たすべき役割が高まっている。経済的な面においても、冷戦構造の終結にともない、新たな秩序の構築が必要となっている。旧ソ連・東欧等の民主化・市場経済への円滑な移行は世界経済の大きな利益でもある。これら地域を取り込む形で世界経済の相互依存・グローバル化を一層推進することが求められている。一方、地域統合の進展を背景に、世界経済のブロック化を懸念する声が高まっている。また、保護主義、管理貿易の強まりなどが、戦後の世界経済の発展を支えた自由で多角的な貿易体制を揺るがしかねない。さらに、発展途上国における貧困問題や急速な人口増加、地球環境問題などの地球的規模の課題も顕在化している。このような国際環境の変化や地球的規模の課題の顕在化により、既存の国際秩序は変革が求められており、新しい秩序の構築に向けた世界的な努力が必要となっている。

(2)他方、我が国は他の先進国に比べ高い成長を遂げ、その経済規模は世界でも有数のものとなり、1人当たり国民所得も世界で最も高い国の一つとなっている。国民生活においては、物質的な消費などの面では豊かになっているが、長い労働時間、高い物価水準、住宅・社会資本整備の立ち遅れ等により、経済全体の豊かさと豊かさに対する個人の実感との間に乖離が見られる。また、個人が多様な選択肢を公正に選べるような環境が必ずしも整えられていない。さらに、近年の資産価格の大幅な変動が経済の健全性を損ない、国民生活に望ましくない影響をもたらした。このような個人の豊かさの実感を妨げている諸問題の解決が求められている。

2. 経済計画の新たな視点

(1)我が国の国際的な地位が向上する中で、世界経済の相互依存、グローバル化が進展するとともに、国境を越えた地球的規模の課題が顕在化している。これらの課題の

解決のためには、従来の国家という主体が今後とも重要であることは言うまでもないが、現実の国民国家といった枠組みを超え、地球社会を全体としてとらえ、かけがえのない地球の上で我々がどう行動するかについて考えるという視点、つまり地球規模で考える視点が必要となっている。

他方、真に国民が豊かさを実感できるようにするためには、自己実現の機会が十分与えられ、より自由度の高い社会を造り出すとともに、生活者・消費者を重視する経済社会へと変革していかなければならない。このためには、人間一人一人を尊重する視点が必要となっている。

(2)このように、新しい経済計画の基本的背景を踏まえ、そこに生じている新たな諸課題に応えるためには、地球規模で考える視点と人間一人一人を尊重する視点に立つことが重要である。

3. 我が国の基本的課題

(1)我が国は、国際社会における自由と民主主義が尊重され市場経済の原理に基づいた新たな国際秩序の確立を目指し、その構想の段階から率先して参画することや、その秩序確立を阻害する要因を除去することなど経済規模に見合った役割を担うことが必要である。また、振り返って、地球規模の視点から自らの経済社会を見直し、制度等の国際調和を推進するとともに、有限な地球環境と調和した生産や消費を目指す必要がある。つまり、地球社会と共存する社会が求められている。

(2)経済全体の豊かさと個人の実感との間の乖離を埋め、個人が豊かさとゆとりを実感できるようにすることが求められている。また、個々人に等しく機会が与えられ、自らの責任と社会を構成する一員としての自覚の下に、多様な人生設計ができる社会が求められている。つまり、国民一人一人が豊かさとゆとりを日々の生活の中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられる公正な社会としての「生活大国」への前進が求められている。

(3)このため、新しい計画では、地球規模で考えるという視点と人間一人一人を尊重するという視点を常に併せ持ち、「地球社会と共存する生活大国」を目指すことを我

が国の基本的課題とする。

(4)さらに、我が国は労働力の伸びの鈍化、本格的高齢社会の到来、地球環境問題等長期的な取り組みを必要とする多くの課題に直面しつつある。新しい経済計画の期間（平成4年度～平成8年度）は、来るべき21世紀に備えこれら長期的課題の解決に取り組み、調和と活力に満ちた未来を築くための貴重な移行期にあると位置づけられる。その意味で、地球社会と共存する生活大国の基礎となる、21世紀に向けた我が国経済社会の発展基盤をこの計画の期間中に着実に整備することが必要である。

II. 地球社会と共存する生活大国への政策運営

1. 政策運営の基本方向

(1)生活大国を目指すためには、完全雇用の達成と物価の安定を前提としつつ、国民経済の目標がより直接的に生活の質の向上に向けられるよう、経済成長のあり方やその成果の活用に対する考え方の転換を図っていく必要がある。

(2)すなわち、個人を尊重することを基本として、政策や企業行動の視点を単なる効率の優先から社会的公正にも十分配慮したものへ、また生産者中心から生活者や消費者をより重視するものへと転換させていかなければならない。その際、経済発展の成果を生み出す基盤である産業社会を低生産性部門の近代化などにより真の意味での効率性を備えたものとする必要がある。

これまでは、経済成長の成果が結果として国民生活の向上に還元されてきたが、今後は経済活動の過程においてより直接的に生活の質の向上に充てられるようにすることが重要である。このため、生産のためだけではなくゆとりある暮らしのためにも時間を配分すること、フローの所得だけではなく生活環境などストック面の充実を図ること、東京への過度の集中を是正し各々の地域の特色ある発展を図ること、現在の豊さだけではなく将来の豊かさも確実なものとし将来世代にも配慮すること、など様々なバランスが見直されなければならない。

(3)また、地球的規模の視点に立つと、我が国は、外に向かった直接的な貢献とともに、振り返って、我が国の経済社会を透明で国際的に調和したものとしていくことや地球環境と調和した生産、消費を目指していくことが必要である。

一方、生活大国の実現を目指すことは、住宅や生活関連社会資本の整備などにより内需主導型の経済構造を定着させるとともに、内外価格差の是正や市場アクセスの一層の改善・輸入の促進など構造調整を推進するものである。さらに、国際的に競争条件の調和を図ることや環境と調和した経済社会を構築することでもある。これらは、国際的にも評価される経済社会を実現することにつながる。他方、地球社会の繁栄・安定があって、初めて生活大国実現のための条件が整備される。つまり、一方の課題の解決は他方の課題の解決にも寄与するものであるが、限られた資源の

もとでは、両者を同時に解決していくための努力も必要である。

- (4)このように、地球社会と共存し多面的なバランスが是正された生活大国への変革を進めることは、同時にこれに対応した新しい需要供給構造の構築につながる。これらにより、環境と調和した内需主導型の経済構造を定着させることを我が国の政策運営の基本方向とする。

2. 生活大国への変革

個人の意識の変革を促しつつ以下の施策の基本方向に沿って生活大国への変革に取り組む。その際、より自由度の高い社会においては、自らの責任と社会を構成する一員としての自覚が一層求められる。また、他人への思いやりや、自らの選択により積極的に社会や世界等に貢献することによって得られる充実感など精神的な豊かさも重視されなくてはならない。

- (1)自由時間が拡大され時間的ゆとりがあるだけでなく自己実現を図ることができる選択の機会が十分に与えられる環境を整える。また、各人の生活を安定し、安心して暮らすものとするため、高齢期を始め、人生のどの段階においても、いざという時の不安がない環境をつくる。
- (2)家庭や地域社会での個人生活の充実、環境と調和した簡素なライフスタイルの実現、充実した消費生活基盤の確立により、新しいライフスタイルを目指す。
- (3)特色ある質の高い生活空間を形成するため、住宅や生活関連社会資本の充実などにより、安全で美しく、快適な生活環境を実現する。

3. 地球社会との共存

各国との国際協調の下で、以下の施策の基本方向に沿って、地球社会との共存を図る。

- (1)世界経済のグローバル化、貿易・投資の相互依存が進展する中で、我が国経済社会を地球的規模の視点で見直し、制度・仕組みや競争条件の調和を図るなど、地球社

会と調和した経済社会を構築する。

- (2)地球環境問題、発展途上国問題などの地球的規模の課題に積極的に対応するとともに、旧ソ連地域・東欧地域等における市場経済への移行を適切に支援するなど、地球社会へ貢献する。その際、我が国の経済力、技術力及び経験を生かすとともに、特に、知的な面での協力や人的交流の推進を図る。

4. 発展基盤の整備

経済社会を巡る基調の変化も踏まえ、以下の施策の基本方向に沿って、21世紀に向けた発展基盤の整備を進める。

- (1)労働力供給の伸びの鈍化や高齢化の進行、国際的相互依存の深化に伴う経済的摩擦の問題に適切に対応しつつ、地球社会と共存する生活大国の実現に相応しい、調和と活力ある産業構造の構築や企業行動の改革を図る。
- (2)地球環境問題をはじめとした環境問題に対応して、持続可能な経済発展を目指すため、環境と調和した経済社会を構築する。
- (3)我が国の経済発展の基盤であり、また、人類共通の課題を克服していく上でも、今後益々重要となる、科学技術、人材、資源・エネルギーを巡る基礎的条件を整備する。
- (4)限りある国土資源と人間活動のバランスを保ち、国土全体で適切な機能分担が行えるよう、東京一極集中を是正し、国土の特色ある発展を目指す。

III. 経済計画の基本的役割とその実施

1. 経済計画の基本的役割

(1)市場経済を基調とする我が国においては、経済計画は、経済社会の全分野を詳細に規定したり、厳格にその実施を強制するものではない。その基本的役割は、①望ましく、かつ実現可能な経済社会の姿についての展望を明らかにすること、②中長期にわたって政府が行うべき経済運営の基本方向を定めるとともに、重点となる政策目標と政策手段を明らかにすること、③家計や企業の活動のガイドラインを示すこと、にある。

(2)21世紀への貴重な移行期にある我が国経済には、従来にも増して新たな中長期的指針が必要とされている。そして、我が国の中長期的に目指すべき方向を明示すること自身が、世界の国々の我が国に対する理解を深めることとなり、我が国が地球社会との共存を図る上での一助となる。また、我が国における政府経済計画の策定とその実施は、中央集権的経済計画とは異なる、市場経済の下での中長期的指針の役割に関する一つの経験として捉えることができる。最近の国際情勢の下において、戦後12回目となる今次経済計画の国際的意味合いもより高まっている。

2. 政府部門・民間部門の役割

(1)地球社会と共存する生活大国を実現するため、政府においては、社会資本の着実な整備、社会保障制度の安定的運営、国際社会における役割の増大への対処等、自らの役割を果たす。また、市場経済を基本とする我が国においては民間部門の活力を十分に発揮させることが必要である。このため、個人・企業が自らの責任と自覚の下で多様な選択を行うことができ、市場経済の活力が発揮できるような環境の整備を目指して規制緩和等を進めるとともに、新たな社会的要請にこたえるよう制度・仕組みを変革し、必要なものについては新たに整備する。その際、行政の透明化、手続きの簡素化とともに、既存の行政組織間の緊密な連携等を図ることにより個人や企業のニーズに適切に対応する。

(2)民間部門においても、個人や企業の意識の変革が求められている。個人については、自らの責任を自覚し、環境と調和した簡素なライフスタイルを目指すことが求められている。企業については、これまでの経営のあり方や企業慣行を見直し、透明性が確保され、個人の自己実現の機会が十分に与えられ、かつ、地域社会や国際社会の一員に相応しい企業行動への変革が求められる。また、労働力の供給動向、環境、資源・エネルギー等の課題の解決に不可欠である技術革新を追求するとともに、新たなニーズに対応した産業のフロンティアを開拓していくことが必要である。

3. 経済計画の実施と情勢の変化への弾力的対応

(1)計画の実施に当たっては、内外諸情勢の変化に弾力的に対応するとともに、計画に掲げる政策の着実な推進を図る必要がある。このため、流動的な内外経済情勢の下でガイドライン的な性格を持つ経済計画の実効性ある推進を図るため、毎年、経済審議会は、内外経済情勢及び施策の実施状況を点検し、毎年度の経済運営との連携を図りつつ、その後の政策運営の方向につき政府に報告するものとする。

(2)我が国を取り巻く諸情勢に急激な変化が生じた場合、または、その発生が予想される場合には、経済審議会は、随時、この計画に示した展望を見直すとともに、我が国がとるべき方策について提言する。